平成２８年（フ）第１０号
秋田県由利本荘市谷地町126番地
破産者　渡辺電器商会こと　渡邊　　隆
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第３５９号
富山県富山市婦中町外輪野11081番地
破産者　向島　涼介
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６８号
横浜市緑区中山町1142番地12
破産者　佐々木　優
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１５号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅５棟507号
破産者　石附　　玲（旧姓関屋）
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８３号
横浜市鶴見区下野谷町１丁目20番地１　301号
破産者　佐藤　　満
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８４号
横浜市鶴見区下野谷町１丁目20番地１　301号
破産者　佐藤　茂美
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０９号
横浜市栄区小菅ケ谷３丁目11番23―102号
破産者　森本光太郎
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１５号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目７番１号
破産者　三浦　良成
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０号
新潟市中央区鳥屋野２丁目７番23号　クレセント・ミサト102号
破産者　亀山　　力（旧姓吉岡）
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
愛知県豊田市駒新町坂上111番地２
破産者　小島　佳美
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４号
奈良県吉野郡大淀町大字薬水695番地
破産者　黒猫スタジオこと　中出　敏弘
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第４８号
高知市神田610番地１　竹村荘２号
破産者　日村　豊明
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４９号
北九州市八幡東区白川町６－４　コーポ諸岡104、住民票上の住所北九州市八幡東区中央２丁目15番２－715号
破産者　塩川　信子
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１号
宮崎市佐土原町東上那珂9625番地、前住所宮崎市神宮東２丁目１番23号　エレメント神宮605号
破産者　根井　浩文
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１４４５号
千葉県柏市あかね町10―１―103、開始決定時の住所東京都渋谷区神宮前３丁目17―15―204
破産者　松尾　健一
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１０号
東京都千代田区神田小川町２丁目５番地１
破産者　Ｐａｎｔｅｃｈ　Ｗｉｒｅｌｅｓｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２６号
埼玉県越谷市大字恩間192―３
破産者　野口　眞一
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８７５号
東京都品川区戸越５丁目４番３号　アズ品川ビル４階
破産者　合同会社城南フーズトレーディング
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４８６号
東京都葛飾区東新小岩８丁目20番10―101号　日神パレステージ新小岩第３
破産者　水口重機有限会社
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部